

令和 2 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03380

研究課題名(和文) 法人と経済秩序の関係をめぐる法史学的研究

研究課題名(英文) Legal historical research on the relation between legal personality and economic order

研究代表者

川村 力 (KAWAMURA, Chikara)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70401015

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、平成26年会社法改正及び同時期に定められたスチュワードシップとガバナンスのダブル・コードを、1990年代以降の国際的な潮流となった市場構造への応接をその本質とするものと捉えた上で、フランスに展開した法人論とその歴史的基礎を中心に企業ガバナンスと経済秩序を結ぶ法理論と法制度を検討するものであり、その成果として、第一に、同時期に進展した変革の中で、法人論においてその関係が鍵となる市民社会の位置付けをめぐってEUとアメリカの考え方におけるより大きな対立を見出したこと、第二に、政治と経済秩序をめぐる歴史的考察の出発点として古典期の構造変動期の分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際的に展開の著しい組織法と市場法の総合的な分析を行いその中で日本の会社法の位置付けを示す点、また長い歴史的時間軸の中で同問題を分析することを可能とする点で学術的意義を有し、これら総合的な見通しを示すことで国際的に対抗する考え方の中での選択を可能としかつ個々の実務や制度を一貫させ混乱を避けることを可能とする点で社会的意義を有す。

研究成果の概要(英文)： This research analyzes the relation between corporate governance structure and fundamental economic order by analyzing the arguments on the theories of legal personality and their historical foundations in the aim of examining the Japanese legislative changes and Double Code (the Corporate Governance Code and the Stewardship Code) around 2014, on the understanding that those changes represent the Japanese version of the reaction to the fundamental change in the governance-market structure that dominates internationally since 90's. This research found the structural divergence in the way of positioning civil society, which is a key to the understanding of the theories of legal personality, then to measure historically its fundamental meaning, analyzed the structural relation between the politics and economy at Athens in the archaic period which sets a starting-reference point of the historiographical analysis on the historical accumulations until the ultimate stratum in our time.

研究分野：商法

キーワード：法人 ガバナンス 市場

1. 研究開始当初の背景

平成26年会社法改正による社外取締役を中心としたガバナンスの見直しと、並行して策定されたスチュワードシップとガバナンスの両コードは、90年代以降国際的な潮流となったガバナンスモデル及びそれが2008年の金融危機を通じて表出させた問題として、国際的に模索されている企業と市場の新たな関係についての、日本のやや特異なヴァージョンにおける応接と言える。

社外取締役モデルを生み出したアメリカの市場構造の変化においては、資産分離の道具として法人及び合併の形式化が1つの鍵となったところ、アメリカでは20世紀初頭の社会変動気配に法人論が定着せず概念の彫塑を経なかったことから、これらの意義を検討すべく報告者は、H25～27若手研究(B)「法人・資産・組織再編の私法的位置づけをめぐる比較法的研究」にて、法人の概念形成に実務と議論双方に歴史的な蓄積を有するフランス法に着目して組織再編行為の分析を行い、その内部で資産と債権者の関係を軸に蓄積される複数の民事法の観念を描き出すことで、法人と伝統民事法秩序との関係を位置づけた。

2. 研究の目的

本研究では、法人と債権者との関係の分析を構成員との関係に接続し、市民法秩序と組織法・投資市場がどのような関係に立つかを分析し、もって現代の企業と市場の全体が向かう方向の評価軸とその構成要素たる各法概念の位置付け及び彫塑を得ることを、目的とするものである。

すなわち本研究は、第一に、19世紀来の法人論が、(1)権利主体性に関する(集合的)意思か独自の利益を保持する資産能力かという自然人自体をも捉え直す財産秩序構想の対立と、(2)法人の資格として意思表示過程のモデルを団体の独立した力学運動やローマ地方都市という政治システム等に見る対立との、経済秩序とガバナンスを併せた包括的な構想を法概念を通じて対抗させていることに着目し、第二に、これら議論が材料にとった、公法領域を含めた法人・財団・団体についての歴史的な積み上がりを分析し、包括的な構想とそれを構成する法概念の両者を各時代の時代状況の歪みとの関係で批判的に位置付けることで、現代の法人と市場の立つ構造の全体と個別に分析枠組みを与えることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、主にフランスを素材とし、法人論を中心に企業ガバナンスと市場秩序をめぐる法理論と法制度を検討し、その知見を基に日本法の検討を行う。そのための研究方法として、まずは起点を具体的かつ明確にするために、現代の法人の制度的前提となる商業登記の制度と沿革、EU諸国のコーポレート・ガバナンス・コードをめぐる実務・学説状況を調査・整理を行って、現代の具体的かつアクチュアルな問題設定を固め、その上でフランスにおける19世紀以降の法人論、そのフランス及びイタリアにおける歴史的な前提の本格的な検討を行う。

実行方法としては、国内の弁護士等実務家や研究者や各地図書館の資料のみならず、フランスやイタリアの実務家及び研究者の人的ネットワークを通じた意見交換や研究会へ参加、実地での資料収集を通じて、国内において必ずしも議論の蓄積のない本研究に、単なる情報に止まらず問題把握及び問題設定のバランスと奥行きを重ねることとする。

4. 研究成果

研究の成果として、以下の諸点が挙げられる。

(1) 法人と経済秩序の関係というテーマ、及び法人論は、それぞれに全体的な理解を要する大きな塊を作る研究分野であることから、議論が折り返す対象を明確にすべく、まずは現代の具体的な議論と制度的前提を検討する作業を行なった。

すなわち、第一に、商業登記制度は、法人論において、擬制説はもちろん法主体たる評価に値する社会的実体に着目する立場(いわゆる実在説)でも、国家による正統性の契機として共通の必要条件となること、また組合法理においては公示の役割という点から必須の前提をなすことから、フランス及びイタリアの商業登記制度に絞った日仏伊の資料収集と検討を行ない、その上で日本で商業登記制度が取引法上果たしている地位につき具体的な事例を基に検討しその成果を公表した(川村力「代表取締役就任の不実登記」(2017年)ジュリスト1505号120頁)。

第二に、フランス・イタリアを中心として、EU諸国についてコーポレートガバナンス原則の調査を行なって市場法・会社法との関係での位置付けを検討したところ、この分野ではEU第二次株主司令(2017年)や改訂英国ガバナンスコード等の策定及びそれに付随する議論が進行中であり、これらを検討する過程では、とりわけ課題とされてきたshort-termism問題について、市

場の側で階層的インベストメント・チェーンを含めた投資家ネットワークの緊密化を図りつつ市場の側でも組織の側でもステークホルダー利益を取り込み市民社会への責任へと接続を図るEU型の進展と、あくまで受託者と委託者の自足的な関係の中であくまで不全の解決を追求するアメリカとが、しかし後者は金融危機等の際の政治的インパクトは否定されないこと、前者はむしろ市民社会の自立性を模索する面があることというより大きな対抗を孕んでいることから、これら全体を比較対照しつつ議論する必要があることが、浮かび上がった。

(2) 法人論と歴史研究については、法人を形成する法概念の歴史的な研究と、それらを圍繞する経済社会との関係の研究とに分かれた。

第一に、法人の歴史的基礎として、中世に「法人」概念を生み出す前提となる「協会」概念の形成に至る古典期の教会思想の系譜を、ローマ法との関係に留意しながら基礎文献の検討を行い、そこで得られた部分的な見通しについては日本及びイタリアの専門の研究者と意見交換を行った。しかし、それら意見交換の中からは、個々の法制史的側面よりむしろ、古典社会での宗教と政治・社会的側面との関係、さらには経済的側面との関係を理解した上で現代に向けて議論を折り返す必要があることがより明確になったことが、大きな成果となった。

そこで第二に、古典期の経済秩序を検討するための出発点を確保すべく、政治と経済社会の関係が根本的に刷新される対象を模索したところ、貴族政に経済問題のもたらす危機とその再統合という大きな構造変動がもたらされた紀元前6世紀地中海世界に、まさにこの観点から20世紀後半の歴史学研究が集中した重要な成果を蓄積したことから、同論争に批判的に取り組み、当該変動を用意する知的構造と宗教儀礼の役割について検討して、一定の新たな見通しを与えたものを公表した (Chikara Kawamura, *L'Organisation de l'espace en Grèce à la fin du VI^e siècle*, in *Rigore e Curiosità* (2018))。

(3) 他方で、国際平面での大きな対立と進展を日本の状況との関係を考えるにあたり、現在の日本の経済秩序に特徴的な現象を事例に即して法的に解明する作業を行い、その成果の一部として、企業間での環状取引及びそれが行われる構造についての分析を公表した (川村力「介入取引の法的性質」(2019年)別冊ジュリスト243号90~91頁)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川村力	4. 巻 243号
2. 論文標題 介入取引の法的性質	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神作裕之・藤田友敬【編】『別冊ジュリスト・商法判例百選』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 90 91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Chikara Kawamura	4. 巻
2. 論文標題 L'organisation de l'espace en Grece a la fin du VIe siecle	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Giuseppe D'Angelo (ed.), Gli studi in memoria di Folliero (Italia)	6. 最初と最後の頁 449 462
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村力	4. 巻 1505号
2. 論文標題 代表取締役就任の不実登記（東京地判平成28・3・29）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊 平成28年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 120 121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----